

松任・石川広域合併協議会
会 議 資 料
(第3回)

日 時： 平成15年5月16日(金)

午後2時00分

場 所： 松任市民交流センター 5階 大会議室

松任・石川広域合併協議会第3回会議次第

日 時： 平成15年5月16日(金)午後2時00分
場 所： 松任市民交流センター 5階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

報告第10号	松任・石川広域合併協議会副会長及び委員の変更 について	1
報告第11号	新市建設計画策定業務委託契約の締結について	3
報告第12号	松任・石川広域合併に伴う例規編纂業務委託契約 の締結について	5
報告第13号	松任・石川広域合併協議会専門部会規程の一部を 改正する規程について	7
報告第14号	平成14年度松任・石川広域合併協議会会計補正 予算専決(第1号)について	9
報告第15号	第1回新市名称等に関する委員会の報告について	別紙
報告第16号	第1回新市の建設計画策定委員会の報告について	別紙

(2) 協議事項

協議第12号	合併協定項目調整方針について	14
協議第13号	合併協定項目について	17
協議第14号	新市建設計画の策定基本方針について	21
協議第15号	町名・字名の取扱いについて	27
協議第16号	慣行の取扱いについて	30

4 第4回協議会の議案について

(1) 協議事項

協議第17号	財産の取扱いについて	39
協議第18号	条例・規則等の取扱いについて	46

5 その他

6 閉会

報告第10号

松任・石川広域合併協議会副会長及び委員の変更について

松任・石川広域合併協議会委員の変更について、別紙のとおり報告する。

平成15年5月16日

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

松任・石川広域合併協議会副会長及び委員の変更について

選出理由	新	旧
副会長（吉野谷村長）	林 繁	太田 政義
変更年月日 平成15年4月27日		

選出理由	新	旧
美川町議長	吉田 郁夫	吉原 栄一
変更年月日 平成15年5月13日		
河内村議長	北山 進	吉村喜久一
変更年月日 平成15年5月7日		
吉野谷村議長	森田 正	林 繁
変更年月日 平成15年5月1日		
尾口村議長	佐藤 重二	常少 幸三
変更年月日 平成15年5月1日		
白峰村議長	小田 吉一	山本堅一郎
変更年月日 平成15年4月30日		

選出理由	新	旧
鶴来町議会選出委員	高瀬 肇	北本 功一
変更年月日 平成15年5月1日		
吉野谷村議会選出委員	栄田 修	森田 正
変更年月日 平成15年5月1日		

選出理由	新	旧
吉野谷村学識経験を有する委員	片山 久雄	栄田 修
変更年月日 平成15年5月7日		

報告第 1 1 号

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

新市建設計画策定業務委託契約の締結について別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 5 月 1 6 日

松任・石川広域合併協議会
会 長 角 光 雄

別 紙

新市建設計画策定業務委託契約の締結について

- 1 契約の目的 松任市・美川町・鶴来町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村の合併に伴う新市建設計画の策定業務
- 2 契約の方法 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)[プロポーザル(企画提案書)方式による選考]
- 3 契約日 平成15年5月 1日
- 4 履行期限 平成16年5月31日
- 5 契約金額 金9,450,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金450,000円)
- 6 契約の相手方 住 所 金沢市泉本町2丁目126番地
氏 名 (株)日本海コンサルタント
代表取締役社長 黒木 輝久
- 7 業務委託の内容 (1)新市建設計画策定業務
(2)住民説明会用ダイジェスト版策定業務
(3)住民意向調査業務
(4)合併に係る諸資料の収集業務

報告第12号

松任・石川広域合併に伴う例規編纂業務委託契約の締結について

松任・石川広域合併に伴う例規編纂業務委託契約の締結について、別紙のとおり報告する。

平成15年5月16日

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

別 紙

松任・石川広域合併に伴う例規編纂業務委託契約の締結について

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 松任・石川広域合併に伴う例規編纂業務 |
| 2 契約の方法 | 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） |
| 3 契約日 | 平成15年4月30日 |
| 4 履行期限 | 平成17年1月10日 |
| 5 契約金額 | 金3,990,000円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金190,000円） |
| 6 契約の相手方 | 住 所 東京都杉並区荻窪4丁目30番16号

氏 名 株式会社 ぎょうせい
代表取締役社長 伊藤 陽司 |

報告第13号

松任・石川広域合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程について

松任・石川広域合併協議会専門部会の規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり報告する。

平成15年5月16日

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

松任・石川広域合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

松任・石川広域合併協議会専門部会の規程の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）中

3 健康福祉部会	同 上	1 福祉分科会	長寿福祉課	を
		2 子育て分科会	児童家庭課	
		3 介護保険分科会	介護保険課	
		4 国民健康保険分科会	保険年金課	
		5 健康推進分科会	健康推進課 市民健康づくり対策室	

3 健康福祉部会	同 上	1 福祉分科会	ふれあい福祉課	に、
		2 子育て分科会	児童家庭課	
		3 介護保険分科会	長寿介護課	
		4 国民健康保険分科会	健康保険課	
		5 健康推進分科会	健康保険課 市民健康づくり対策室	

6 教育部会	構成市町村の 教育長及び担 当部課長	1 教育総務分科会	庶務課	を
		2 学校教育分科会	学校教育課	
		3 生涯学習分科会	生涯学習課	
		4 体育分科会	体育課	
		5 文化芸術分科会	文化課	

6 教育部会	構成市町村の 教育長及び担 当部課長	1 教育総務分科会	庶務課	に、
		2 学校教育分科会	学校教育課	
		3 生涯学習分科会	生涯学習課	
		4 体育分科会	スポーツ振興課	
		5 文化芸術分科会	文化課	

7 議会事務局部会（構成員：構成市町村の議会事務局長及び松任市の担当課長）	を
---------------------------------------	---

7 議会事務局部会（構成員：構成市町村の議会事務局長及び松任市の担当課長）	に改める。
8 組合立病院部会（構成員：公立松任石川中央病院、公立つるぎ病院、松任市、鶴来町、協議会事務局、各2名）	

報告第14号

平成14年度松任・石川広域合併協議会会計補正予算専決
(第1号)について

平成14年度松任・石川広域合併協議会会計補正予算専決(第1号)について
別紙のとおり提出する。

平成15年5月16日

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

平成14年度 松任・石川広域合併協議会会計 補正予算（第1号）

平成14年度松任・石川広域合併協議会会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,001千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年3月31日専決

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 負担金		5,600,000	1,000,000	4,600,000
	1 負担金	5,600,000	1,000,000	4,600,000
2 国庫支出金		0	0	0
	1 国庫補助金	0	0	0
3 県支出金		0	0	0
	1 県補助金	0	0	0
4 繰越金		0	0	0
	1 繰越金	0	0	0
5 諸収入		1,000	1,000	0
	1 諸収入	1,000	1,000	0
歳入合計		5,601,000	1,001,000	4,600,000

歳 出 (単位：円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		3,800,000	990,353	2,809,647
	1 会議費	857,000	263,018	593,982
	2 事務費	2,943,000	727,335	2,215,665
2 事業費		1,800,000	9,647	1,790,353
	1 事業推進費	1,800,000	9,647	1,790,353
3 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		5,601,000	1,001,000	4,600,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位:円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1負担金		5,600,000	1,000,000	4,600,000			
1負担金		5,600,000	1,000,000	4,600,000			
1負担金		5,600,000	1,000,000	4,600,000	1 負担金	1,000,000	松任市 125,000 美川町 125,000 鶴来町 125,000 河内村 125,000 吉野谷村 125,000 鳥越村 125,000 尾口村 125,000 白峰村 125,000
5諸収入		1,000	1,000	0			
1諸収入		1,000	1,000	0			
1諸収入		1,000	1,000	0	1預金利子	1,000	預金利子
計		5,601,000	1,001,000	4,600,000			

(歳出)

(単位:円)

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
						特定財源		一般財源	区分	金額	
						国県支出金	その他				
1	運営費		3,800,000	990,353	2,809,647			990,353			
	1	会議費	857,000	263,018	593,982			263,018			
		1	857,000	263,018	593,982			263,018	1	報酬	委員報酬 6,000 小委員会報酬 288,000
									9	旅費	費用弁償 39,000
									11	需用費	消耗品費 18,679 食糧費 3,389
									12	役務費	手数料 6,300
									13	委託料	15,750
									14	使用料 及び賃借料	会場借上料 70,000
	2	事務費	2,943,000	727,335	2,215,665			727,335			
		1	2,943,000	727,335	2,215,665			727,335	3	職員手当等	時間外勤務手当 419,802
									11	需用費	消耗品費 23,575 燃料費 46,909 印刷製本費 95,693 光熱水費 70,000 修繕料 9,975
									12	役務費	郵送料 6,720 電話料(新設料含む) 106,177 公用車任意保険料 8,270 手数料 15,960
									13	委託料	295,270
									14	使用料 及び賃借料	事務機器借上料 515,560 公用車借上料 27,500 有料道路使用料 1,640
									15	工事請負費	69,066
									18	備品購入費	庁用器具費 442,270
									19	負担金補助 及び交付金	臨時職員賃金,社会保険料等1名分 (松任市採用、協議会へ派遣) 305,000
	2	事業費	1,800,000	9,647	1,790,353			9,647			
		1	1,800,000	9,647	1,790,353			9,647			
		1	1,800,000	9,647	1,790,353			9,647	11	需用費	消耗品費 189,810 広報印刷製本費 327,830
									12	役務費	郵送料 20,000 通信運搬費(HP用) 14,373 ホームページ開設料 160,000
									13	委託料	ホームページ作成委託料 294,000
	3	予備費	1,000	1,000	0			1,000			
		1	1,000	1,000	0			1,000			
		1	1,000	1,000	0			1,000		1,000	
		計	5,601,000	1,001,000	4,600,000			1,001,000			

協議第12号

合併協定項目調整方針について

合併協定項目調整方針について別紙のとおり提出する。

平成15年5月16日提出

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

合併協定項目の調整方針（案）

松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村の1市2町5村が合併した場合に、住民が行政制度の違いにより混乱や不利益を受けたりすることのないように、各種行政制度を事前に調整しておく必要がある。

この調整方針は、今後、当協議会の幹事会、専門部会が、調整を進めていくうえでの基準となるものである。

1 基本原則

一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努めること。

住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

健全な財政運営の原則

新市における健全財政の確保に努めること。

行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務作業の見直しに努めること。

2 基本的考え方

これまで1市2町5村が歩んできた行政運営の歴史・経過を尊重しつつ、新市での速やかな融合、一体化が図られ、合併の効果がメリットとして発揮できるよう努める。

これまでの行政運営における住民に対する公約や国・県を中心とする関係行政機関との協定内容は、原則として引き継ぐ。

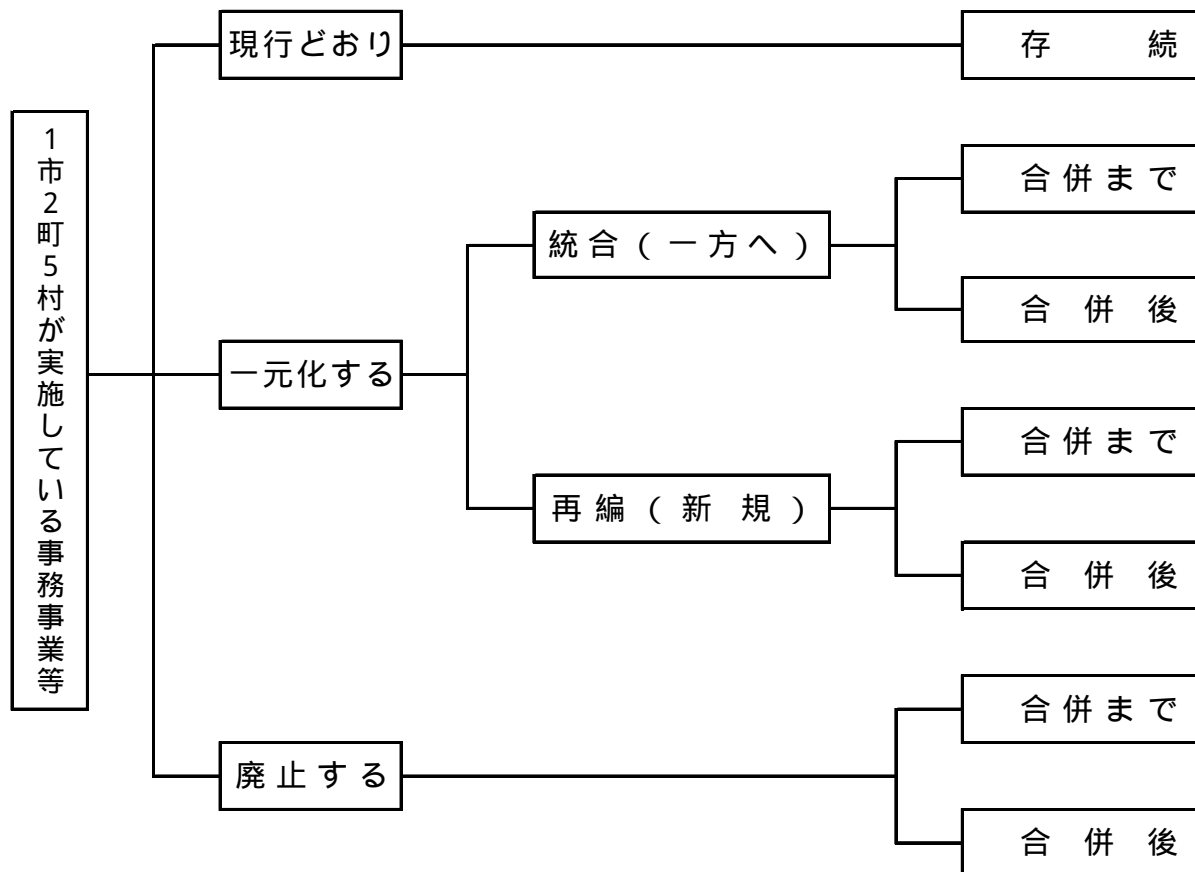
総合的な住民福祉の向上や健全な財政運営を考慮するとともに、各調整項目は可能な限り行政サービスの低下や不利益にならないようにする。

単に料金や回数等の格差のみでなく、行政サービスの質、対象範囲、影響を及ぼす人口、社会経済情勢など十分に考慮して検討する。

住民生活に大きな影響がある項目については、試算等を行いながら調整する。

3 調整方針の分類

調整方針は、おおむね次の分類のいずれかによるものとする。



1市2町5村の行政制度・事務事業等のすり合わせの基本区分

現行どおり

1市2町5村で同一であるため現行どおり新市に存続する。

一元化する

市(町、村)の例により、合併までに調整する。

市(町、村)の例により、合併後速やかに調整する。

合併までに再編する。

合併後速やかに再編する。

なお、制度の統一を原則とするが、各市町村の地域環境からして、統一が難しい課題は、時間をかけて調整する。

廃止する

合併までに、廃止の方向で調整する。

合併後速やかに、廃止の方向で調整する。

協議第13号

合併協定項目について

合併協定項目について別紙のとおり提出する。

平成15年5月16日提出

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

合 併 協 定 項 目

区 分	項 目	内 容	解 説	
(1)合併に関する基本的な協議事項	1	合併の方式に関すること	新設合併	旧の市町村を廃して、新しい市を誕生させることとなります。
	2	合併の期日に関すること	新しい市の施行の日	新市として施行する日であり、合併協定書の調印の日や各市町村議会における配置分合の議決日ではありません。
	3	新市の名称に関すること	合併後の市名	新設合併の場合は、1市2町5村が廃止されるため、新たに市の名称を決定する必要があります。
	4	新市の事務所の位置に関すること	合併後の市役所(本庁)の位置	新しい事務所(本庁舎)は、住民の利便性、交通事情、関係官公署との関係等を考慮し、決定します。
(2)合併特例法に基づく協議事項	5	議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること	議会議員の定数、任期	新設合併では、合併関係市町村の全議員が身分を失います。しかし、一定期間に限り、議員定数、任期に関する特例措置が定められています。
	6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること	農業委員の定数、任期	新設合併の場合は、原則として、各市町村の委員は身分を失います。しかし、委員定数、任期に関する特例措置が定められています。
	7	地方税の取扱いに関すること	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等	税目、税率に違いがある場合、5年間は不均一課税等の措置が認められています。
	8	一般職の職員の身分の取扱いに関すること	合併関係市町村の職員の身分	合併によって、現市町村の法人格は消滅するため、一般職の職員は失職します。しかし、合併特例法において、引き続き、合併後の新市の職員として身分を保証しています。
	9	地域審議会(地域協議会)の設置に関すること	地域審議会(地域協議会)の設置	合併前の1市2町5村の協議により、合併市の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会を期限を定めて、設置することができます。
(3)その他必要な協議事項	10	財産の取扱いに関すること	合併関係市町村が所有している土地、建物等の不動産のほか、借入金や預金等	原則として、1市2町5村が所有している財産は、全て新市に引き継がれます。
	11	特別職の職員の身分の取扱いに関すること	常勤特別職(首長等)、非常勤特別職(教育委員、選挙管理委員等)	特別職は、全員失職します。そのため、特別職の職員の処置について協議会であらかじめ協議しておく必要があります。
	12	条例、規則等の取扱いに関すること	新しい市の条例、規則	旧市町村の消滅により、現行の条例、規則等はすべて失効するため、合併後において新しい条例・規則を施行する必要があります。
	13	事務組織及び機構の取扱いに関すること	合併後の行政組織、機構	合併後の新しい条例や規則に基づき、組織や機構を新たに設置する必要があります。
	14	一部事務組合等の取扱いに関すること	合併関係市町村が加入している各一部事務組合等並びに合併関係市町村の公社、第3セクター等	新設合併では、1市2町5村の法人格が消滅するため、一部事務組合等を構成する市町村の脱退、合併後の新市での加入手続きが必要です。また、1市2町5村が構成市町村を包括する場合は、当該組合等は消滅することとなりますので、協議を要します。

区分	項目	内容	解説
	15 使用料、手数料等の取扱いに関する事	公共施設等の使用料、諸証明等の手数料	1市2町5村において、同一目的の施設や事務について使用料や手数料に違いがある場合、あらかじめ料金等の取り扱いについて協議します。
	16 公共的団体等の取扱いに関する事	商工会、観光協会、社会福祉協議会、土地改良区等	新市としての速やかな一体感を醸成、確立するには、これらの公的団体は統合することが望ましく、団体別によるその取り扱いの基本方針等について協議します。
	17 補助金、交付金等の取扱いに関する事	各種団体に対する補助金等	1市2町5村において、同一目的の補助金制度や各種団体等に交付している補助金等については、あらかじめ交付基準等について協議します。
	18 町名・字名の取扱いに関する事	同一の町名、字名等	通称の町名表示や大字名は、地域の歴史・文化によって、住民生活に直接的な関わりが強く、合併後において引き継がれる場合が多い。しかし、同一の町名、字名については、混乱を避けるためにもあらかじめ協議します。
	19 慣行の取扱いに関する事	新しい市の市章、市民憲章、各種宣言等	市町村章、市町村民憲章、各種宣言、花、木、鳥や行事などの慣行に関する項目については、地域の伝統文化との結びつきを考慮して協議します。
	20 国民健康保険事業の取扱いに関する事	国民健康保険事業	保険給付事業の一部負担金及び出産一時金等、保険税や給付などについて内容を協議します。
	21 介護保険事業の取扱いに関する事	介護保険事業	現行保険料、納付納期、認定作業等のほか、市町村介護保険計画の策定に関する現状と将来見通しなどについて、協議します。
	22 消防団の取扱いに関する事	消防団	1市2町5村の各消防団の統合に向けて、組織のあり方等について、協議します。
	23 除雪の取り扱いに関する事	融雪、除雪	新市は、白山から日本海まで広域にわたり、全国的にも屈指の豪雪地域を有します。冬期間の地区内道路、生活道路等の確保は地域住民にとって基本となっており、道路等における融雪・除雪体制や克雪対策を協議します。
	24 各種事務事業の取扱いに関する事	姉妹都市、国際交流関係事業、電算システム関係事業、自治会、広報広聴事業、情報公開、行政改革関係事業、防災、消防、防犯関係事業、福祉関係事業、保健、健康づくり事業、診療所(直営)、環境関係事業、産業関係事業、建設関係事業、都市計画関係事業、水道関係事業、下水道関係事業、学校教育関係事業、社会教育関係事業、社会体育関係事業、その他の事業	これまでの各市町村において実施してきたこれらの事業は、合併に伴い、住民生活に直接大きな影響を与えるものや多額の費用を必要とするものなどさまざまです。そのため、各市町村の経緯や実情等に配慮しながら、サービスの実質低下にならないよう調整するとともに、効率的な事業運営が図られるようあらかじめ協議します。
建設計画	25 新市建設計画に関する事	新しい市のビジョン	この計画は、合併特例法により、合併協議会において作成することが義務づけられています。そこで、合併による新市建設の基本理念、基本計画等の将来構想を明らかにします。

合併協定項目協議スケジュール(案)

年	月	日	区分	法定協議会	備考
15	2	24	第1回	法定協議会の設置立ち上げ	
15	3	14	第2回	合併の方式 合併の期日 新市の名称 新市の事務所の位置	
15	5	16	第3回	町名・字名の取扱い 慣行の取扱い	
15	6	20	第4回	財産の取扱い 条例、規則等の取扱い	
15	7	18	第5回	地方税の取扱い	
15	8	22	第6回	議会の議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 一般職の職員の身分の取扱い 特別職の職員の身分の取扱い 電算システム関係事業の取扱い	
15	9	19	第7回	事務組織及び機構の取扱い 使用料、手数料等の取扱い 公共的団体等の取扱い 補助金、交付金等の取扱い	
15	10	17	第8回	一部事務組合等の取扱い 国民健康保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱い 消防団の取扱い 除雪の取扱い	
15	11	14	第9回	姉妹都市、国際交流関係事業の取扱い 自治会、広報広聴事業の取扱い 情報公開、行政改革関係事業の取扱い 防災、消防、防犯関係事業の取扱い	
15	12	19	第10回	福祉関係事業の取扱い 保健、健康づくり事業の取扱い 診療所(直営)の取扱い 環境関係事業の取扱い 新市建設計画(案)中間報告	
16	1	16	第11回	産業関係事業の取扱い 建設関係事業の取扱い 都市計画関係事業の取扱い 上水道事業の取扱い 下水道事業の取扱い	
16	2	20	第12回	地域審議会(地域協議会)の取扱い 学校教育関係事業の取扱い 社会教育関係事業の取扱い 社会体育関係事業の取扱い	
16	3	19	第13回	その他の事業の取扱い 新市建設計画(案)提出	

事務事業の調整状況等により変更となる場合があります。

協議第 1 4 号

新市建設計画の策定基本方針について

新市の建設計画の策定基本方針について別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 5 月 1 6 日提出

松任・石川広域合併協議会
会 長 角 光 雄

新市建設計画の策定基本方針（案）

市町村合併は、関係住民にとって重大な影響を及ぼすものであることから、住民や議会に対して将来のビジョンを示していくことが求められると同時に、新市におけるまちづくりを進める基本的な指針が必要となる。

したがって、これらの指針となる「新市建設計画」について、以下の事項を確認し、松任・石川広域合併協議会において策定する。

1．基本的確認事項

住民サ - ビスに対する総合的な基本理念

本計画は、新市住民にとって合併後の住民サ - ビスに対する期待に応えるべく総合的かつ効率的な市政運営が図られるように努める。

総合的かつ効果的な計画

本計画は、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併後の市政推進の基本指針として位置づける。

1市2町5村の速やかな一体化の促進

本計画は、新市において旧市町村意識を早期に解消し、速やかな一体化が図られるように努める。

新市の均衡ある発展と地域特性の配慮

本計画は、地域全体のレベルアップを実現し、新市の均衡ある発展に資することに努めるとともに、地域の特性を活かした振興整備の方策を明らかにする。

健全な財政運営

本計画は、単に関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけでなく、真に新市の建設に資する事業を選び、合理的で健全な財政運営に努める。

2．計画の期間

本計画の計画期間は、合併特例債等の期間を考慮し、合併から10年とする。

3．策定上の留意事項

単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。

公共施設の統廃合は、住民生活への急激な変化に十分配慮するとともに、地域バランスや財政事情を十分に考慮する。

計画策定にあっては、各市町村で策定している「市町村総合計画等」を踏まえるとともに、国、県などの上位計画との整合も図ることとする。

住民参画による新市づくりを進める観点から、合併後の将来ビジョンづくりの過程で住民意向調査を実施するなど、住民が参加できる体制を築くこととする。

新市建設計画策定スケジュール

機関	協議会	建設計画策定委員会	幹事会	事務局	
役割	計画の最終決定	まちづくりの方向性や 施策プラン等の意見・提言	新市の建設基本方針の 検討	全体作業の調整 各種資料の収集	
平成 15 年	2月	第1回協議議会		策定方針原案作成	
	3月	スケジュール確認 建設計画策定委員会設置	組織会の開催	策定方針の確認 委託業者選定作業	
	4月			委託業務発注	
	5月	委託業務契約の報告 策定方針決定	第1回委員会 スケジュールの確認 第2回委員会 アンケート内容の検討	素案作成 新市の将来像 建設基本方針 主要施策体系	アンケート準備
	6月	以下即時経過報告	方針案に係る意見交換		アンケート発送
	7月		以下月1回ペースで開催		
	8月				アンケートのとりまとめ
	9月				
	10月				
	11月		委員会提言のとりまとめ	施策方針、事業内容の中間とりまとめ	
	12月	中間報告・提案	(必要に応じ開催)		
平成 16 年	1月			県に対し事前協議	
	2月			住民説明会の開催	
	3月	新市建設計画(案) 提案		新市建設計画(案)の 最終取りまとめ	
	4月				県に対し正式協議 回答
	5月	新市建設計画の決定			総務大臣・県知事へ送付

新市建設計画づくりの進め方

1. 各組織の役割分担

組 織	役 割
協 議 会	計画の最終決定
小委員会	計画に対する意見の提言
幹 事 会	新市建設の基本方針、主要施策の体系づくり
部会・分科会	部門別施策の方向性、個別事業の計画案づくり
事 務 局	計画のとりまとめ、全体の調整
企画分科会	計画全体の調整
財政分科会	財政計画の策定

2. 新市建設計画の基本的な構成と役割分担

計 画 項 目	原案作成	取りまとめ・調整
序論 1 合併の必要性 2 計画策定の方針	事 務 局	事 務 局
新市の概要と主要指標の見通し 1 地勢・歴史・気候・面積 2 人口・産業構造	事 務 局	
新市建設の基本方針 1 新市の将来像 2 新市建設の基本方針 3 地域別整備の方針	幹 事 会	
新市の施策 1 自然環境の保全と活用 2 都市基盤の整備 3 生活環境の保全 4 保健医療と福祉の充実 5 教育・文化の充実 6 産業の振興	専門部会 分 科 会	
公共施設の適正配置と整備	事 務 局	
財政計画	事務局・分科会	
資料	事 務 局	

3. 部会・分科会における検討の進め方

分科会ごとに担当分野の全市町村の「総合計画」・「事業計画」などの内容を突き合わせながら、各施策の方針づくりと主要施策（事業期間や概算事業費を含む）の内容を検討する。

企画分科会においては、事業全体の調整、新市において新たに必要となる計画の立案など、建設計画を総合的に調整する。

財政分科会においては、施設の統廃合、定員適正化計画にもとづき、合併後 10 年程度の財政シミュレーションを行なう。

新市建設計画策定に係る住民意向調査の実施について

1 住民意向調査の基本的考え方

1市2町5村の住民の皆さんが、合併に対して持っている期待感や不安感と、将来のまちづくりへの意向を把握するために住民意向調査を実施します。

調査対象は、住民への啓発も含めて、多くの住民の意見を聴くため、1市2町5村の住民10,000人を無作為に抽出し、回答者属性によるクロス集計（年齢層別・地域別等の集計）を基本に、必要に応じて回答別クロス集計を行います。

また、調査結果については、グラフ化によるビジュアルな表現等分かりやすくまとめ、広報等を利用して住民へお知らせいたします。

2 住民意向調査の概要

住民意向調査について、以下の内容で実施します。

- (1) 調査地域 松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村
- (2) 調査対象 16歳以上の住民
- (3) 調査件数 10,000人
- (4) 抽出方法 1市2町5村の住民基本台帳から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送による配布・回収
- (6) 調査期間 平成15年6月～7月
- (7) 調査内容
 - ア) 回答者の属性
 - イ) 生活行動
 - ウ) 行政サ・ビス
 - エ) 合併に対する関心
 - オ) 合併に対する思い
 - カ) 新市の将来について

3 調査対象の抽出方法について

調査対象の抽出については、1市2町5村の人口をもとに、調査件数に対してそれぞれ人口比抽出を基本とします。

	H12 国勢 調査人口	人口比率 (%)	抽出数 (調査数)	人口に対しての 抽出数比(%)
松任市	65,370	61.11	6,000	9.18
美川町	12,454	11.64	1,160	9.31
鶴来町	21,477	20.08	2,000	9.31
河内村	1,205	1.12	140	11.62
吉野谷村	1,400	1.31	160	11.43
鳥越村	3,154	2.95	300	9.51
尾口村	731	0.68	100	13.68
白峰村	1,186	1.11	140	11.80
計	106,977	100.00	10,000	9.35

資料 2

住民意向調査について(先進地事例)

	高松町・七塚町・ 宇ノ気町 合併協議会	七尾・鹿北 合併協議会	根上町・寺井町・ 辰口町 合併協議会	松任・石川 広域合併協議会 (案)
調査時期	14年6月	14年6月	15年3月	15年6月
締切日	H14.6.24	H14.7.3	H15.3.15	15年6月末
総人口(H12国調)	34,670	63,963	45,077	106,977
調査(発送)数	3,000	5,000	4,500	10,000
発送率(%) /	8.7	7.8	10.0	9.3
回収数	1,207	1,954	2,388	5,000
回収率(%) /	40.2	39.1	53.1	50.0
回答率(%) /	3.5	3.1	5.3	4.7
発送方法	郵送	郵送	郵送	郵送
回収方法	郵送	郵送	郵送 (役場持参可)	郵送 (役場持参可)
調査対象者	18歳以上	20歳以上	18歳以上	16歳以上
	各町男女各500人を 無作為抽出。	各市町の人口による按 分、無作為抽出。	各町男女各750人を 無作為抽出。	各市町村の人口による 按分、無作為抽出。
調査項目	・回答者の属性	・回答者の属性	・回答者の属性	・回答者の属性
	・生活行動	・合併に対する関心	・生活行動	・生活行動
	・行政サービス	・新市の将来について	・行政サービス	・行政サービス
	・合併協議の認知度		・合併に対する関心	・合併に対する関心
	・合併に対する思い		・合併に対する思い	・合併に対する思い
	・3町の将来について		・新市の将来について	・新市の将来について

協議第15号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年5月16日提出

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

協議項目	町名・字名の取扱い	協議細目	
調整の方針(案)	<p>(1) 新市における町・字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>(2) 町・字の名称は、原則、従前のとおりとする。なお、表記又はよみ方が同じものについては、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。</p> <p>(3) 住居表示上の「字」の表記はしないものとする。例「字」を「」とする。</p> <p>(4) 旧市町村名の使用については、各市町村において調整するものとする。</p>		
留意事項	先進地事例	備考	
<p>自治体名を残さない</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される主なメリット 新市誕生の印象が強く、一体感が醸成される。 新市の誕生を全国的にアピールできる。 住居表示が短くなる。 想定される主なデメリット 地域性が薄れてしまう可能性がある。 地域の場所の認識に時間を要する。 <p>自治体名を残す</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定される主なメリット 新市の内外に、旧自治体名が浸透している。 現状に近く違和感がない。 地域ブランド名が確保される。 想定される主なデメリット 枠組みにこだわり、新たな連帯感が生まれにくくなる可能性がある。 住居表示が長くなる。 	<p>北上市 (H3.4.1新設合併：北上市、和賀町、江釣子村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3市町村の町・字の区域は従前のとおりとする。 名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣子村においては、和賀郡江釣子村を北上市に置き換えるものとする。 <p>ひたちなか市 (H6.11.1新設：勝田市、那珂湊市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2市の町字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。同一又は類似町字については、勝田市は「勝田」を那珂湊市については「湊」を冠に付した。 <p>篠山市 (H11.4.1新設：篠山町、西紀町、丹南町、今田町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。 篠山町、西紀町、丹南町の字については、従来のとおりとし、今田町については、従来の子の前に今田町を冠に付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体名を残さない場合、松任市においては「市」に、石川郡の各町村においては「石川郡 町(村)」が「市」に置き換わることとなる。 自治体名を残す場合、「市旧市町村名」となり若干長くなる。 例 市 松任古城町2番地 市 鳥越別宮口170番地 市 吉野谷市原丁25番地 	
根拠法令	地方自治法第260条第1項	政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。	

松 任 市	138
美 川 町	21
鶴 来 町	47
河 内 村	14
吉 野 谷 村	7
鳥 越 村	28
尾 口 村	9
白 峰 村	3
合 計	267

上記数字は、町・字の名前の実数であり、町内会の数等とは一致しない。

調整が必要と見込まれる町名・字名

類似町・字について

表示、よみ方が類似している町名・字名に関するもの

表 示	よみかた	市町村名	表 示	よみかた	市町村名
今 町	いままち	美川町	今 町	いままち	鶴来町
桑 島 町	くわじままち	鶴来町	桑 島	くわじま	白峰村
新 町	しんまち	美川町	新 町	しんまち	鶴来町
末 広	すえひろ	松任市	末 広 町	すえひろまち	美川町
中 町	なかまち	松任市	中 町	なかまち	美川町

よみ方が類似している町名・字名に関するもの

表 示	よみかた	市町村名	表 示	よみかた	市町村名
旭 町	あさひまち	松任市	朝 日 町	あさひまち	鶴来町

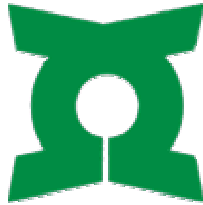



協議第16号



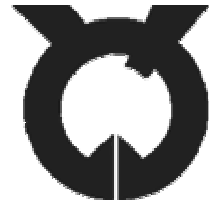

慣行の取扱いに関する事について

慣行の取扱いに関する事について別紙のとおり提出する。

平成15年5月16日提出

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

協議項目	慣行の取扱い		協議細目	
調整の方針(案)	(1) 市の章は、新市の名称が決定後速やかに決定する。 (2) 宣言、市の木・花・鳥・歌・推奨花・推奨花木、市民憲章、市の行事は、新市において検討し制定する。			
項目	松任市	美川町	鶴来町	河内村
1 市町村章	<p>1 市章</p>  <p>2 旗の色 市旗は、地をダーク・グリーンとし、市章を白色とする。</p> <p>3 意匠説明 この市章は、「松任」の頭文字「マ」の字を組み合わせ、円形は其の円満性を、四方の鋭角は飛躍と発展性を象徴したものです。</p>	<p>1 町章</p>  <p>2 旗の色 町旗は地を白地とし、町章をえんじ色とする。</p> <p>3 意匠説明 力という字を丸く、三つ輪にしてあり、現在の新町が力を合わせ円満に、しかも一町協和の精神をもって町の将来を発展させることを象徴したものです。</p>	<p>1 町章</p>  <p>2 旗の色 町旗は地を紫色(シアン100×マゼンダ100)とし、町章を白色とする。</p> <p>3 意匠説明 片仮名の「ツ」を図案化したもので、円は円満、融和団結を、菱形は飛躍・向上発展を表したものです。</p>	<p>1 村章</p>  <p>2 旗の色 村旗は地を緑色とし、村章を白色とする。</p> <p>3 意匠説明 河内村の「か」を図案化したもので、両端に走る二つの鋭角でのびゆく村を表現し、中心の円は発展と円満融合の和を表したものです。</p>
根拠法令	松任市章条例(昭和45年10月10日条例第4号)	美川町章条例(昭和39年9月21日条例第30号)	鶴来町章制定に関する条例(昭和30年11月30日条例第25号)	河内村章制定に関する条例(昭和46年4月1日条例第101号)

協議項目	慣行の取扱い		協議細目	
調整の方針(案)				
項目	吉野谷村	鳥越村	尾口村	白峰村
1 市町村章	<p>1 村章</p>  <p>2 旗の色 村旗は地を紺色とし、村章を白色とする。</p> <p>3 意匠説明 三つの山は中宮地区、中部地区、吉野地区を意味し、村名頭文字「吉」を三地区が囲み、村の融和、平和、団結を表すとともに、未来に向かって限りなく発展する姿を図案化したものです。</p>	<p>1 村章</p>  <p>2 旗の色 村旗は地を白色とし、村章を緑色と黄緑色の中間色とする。</p> <p>3 意匠説明 村名の頭文字「と」を飛鳥のイメージに図案化し、村の融和・平和・団結を表わすと共に、産業・分化・村勢の雄飛発展を象徴したものです。</p>	<p>1 村章</p>  <p>2 旗の色 村旗は地をえんじ色とし、村章を白色とする。</p> <p>3 意匠説明 オグチの「オ」の字を図案化したもので、円は村民の融和と平和、上部の2つの鋭角は今後の飛躍発展を示す。また下部の円を割ったのは、特別天然記念物岩間の噴泉塔を表徴したものです。</p>	<p>1 村章</p>  <p>2 旗の色 規定なし</p> <p>3 意匠説明 形はシラミネの「シ」の字を図案化したもので、円は村民の協和団結を表し、太い部分は村民の底力、細い部分は村の無限の発展を示す。三角は崇高なる白山の姿を象り白山と共に生きる村民の姿を表したものです。</p>
根拠法令	吉野谷村章制定に関する条例(昭和46年4月1日条例第101号)	鳥越村章条例(昭和46年4月1日条例第101号)	尾口村章、村旗制定条例(昭和46年4月1日条例第101号)	白峰村章制定に関する条例(昭和46年4月1日条例第101号)

項 目	松 任 市	美 川 町	鶴 来 町	河 内 村
2 都市宣言 (議会決議のうち 都市、宣言の語句 が入っている決 議)	世界連邦平和都市宣言につい ての決議 (昭和32年10月9日 議会議決) 平和都市宣言に関する決議 (昭和60年6月20日 議会議決) 「健康文化都市まっとう」の 宣言に関する決議 (平成14年3月19日 議会議決)	平和・美川町宣言 (昭和62年12月 制定) ゆとり宣言 (平成5年6月 制定) 人心緑化の町宣言 (平成10年6月 制定)	平和都市を宣言する決議 (平成4年6月25日 議会議決)	
3 市町村の木 花 鳥 歌 推奨花 推奨花木	松 (昭和50年10月10日制定) 菊 (昭和50年10月10日制定) うぐいす (平成2年1月15日制定) 松任市民の歌 (昭和50年10月10日制定) 朝顔、福寿草 (昭和62年7月1日制定) 金木犀、木蓮 (昭和62年7月1日制定)	黒松 (昭和59年11月1日制定) 杏 (昭和59年11月1日制定)	スギ (昭和54年9月28日制定) アジサイ (昭和54年9月28日制定)	きり (昭和58年12月制定) ふじ (昭和58年12月制定)
根 拠 法 令				

項 目	吉 野 谷 村	鳥 越 村	尾 口 村	白 峰 村
2 都市宣言 (議会決議のうち 都市、宣言の語句 が入っている決 議)		暴走族追放宣言 (平成元年6月30日 議会議決)		
3 市町村の木	ケヤキ (昭和57年12月1日制定)	杉 (昭和55年11月1日制定)	杉 (昭和60年11月3日制定)	杉 (昭和56年9月21日制定)
花	ヤマユリ (昭和57年12月1日制定)	ササユリ (昭和55年11月1日制定)	山ゆり (昭和60年11月3日制定)	しゃくなげ (昭和56年9月21日制定)
鳥			うぐいす (昭和60年11月3日制定)	
歌				
推奨花				
推奨花木				ぶな (昭和56年9月21日制定)
根 拠 法 令				

項 目	松 任 市	美 川 町	鶴 来 町	河 内 村
4 市町村民憲章	<p>昭和50年10月10日制定 わたくしたちは、霊峰白山を仰ぎ、みのり豊かな加賀平野にはぐくまれ、未来へ伸びゆく松任の市民であることに誇りをもち、より住みよいまちをつくるため、この憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 美しいまち松任 自然を愛し、清らかな郷土をつくりましょう。 2 善意のまち松任 きまりを守り、助けあうあたたかい郷土をつくりましょう。 3 知性のまち松任 教養を深め、文化の香り高い郷土をつくりましょう。 4 希望のまち松任 みんなの創意で力を合わせ、明るい郷土をつくりましょう。 5 栄えゆくまち松任 健康で働き、豊かに伸びゆく郷土をつくりましょう。 	<p>昭和59年11月1日制定 私たちが美川町民は、霊峰白山を仰ぎ、手取の清流と、母なる日本海にはぐくまれた歴史と文化に誇りを持ち、大いなる未来に向け、限りない躍進を続けるために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 自然を愛し 緑と清流と澄んだ海の 美しい町をつくりましょう － 郷土の伝統を受け継ぎ 教養を深め 文化の香り高い町をつくりましょう － 心のふれあいを大切にし 住みよい平和な町をつくりましょう － 勤労をよこごび 産業を振興し 活力ある町をつくりましょう － スポーツに親しみ 健全な心身を育て 明るい町をつくりましょう 	<p>昭和54年9月28日制定 わたくしたちは 霊峰白山の麓 手取川の清流に臨む 豊かな緑と 古い歴史高い伝統文化にはぐくまれてきた 栄えある鶴来の町民です わたくしたちは この町を築いてきた祖先を敬いその努力に感謝し わたくしたちの町が将来に向かって限りない繁栄を続けるために この憲章を定めます</p> <p>自然を愛し 美しい住みよい町をつくりましょう 文化を高め 心の豊かな町をつくりましょう 礼儀を正し 親切で明るい町をつくりましょう 勤労を喜び 清らかな活力ある町をつくりましょう 心身を鍛え 健康でたくましい町をつくりましょう</p>	<p>昭和59年1月制定 石器・縄文時代より生き継がれた、みのり豊かな自然にめぐまれ、手取川と直海谷川が合流する地にあつて神を敬い、仏を信じる人情あふれる村であることを誇りにし、よき村作りを目指して、この憲章を定めます。</p> <p>美しい自然に調和する住みよい村にします 信仰と良き伝統を守り敬愛される村にします 新しい産業を興し活力ある村にします 知性を高め若々しく魅力ある村にします 勤労をよこごび健康で明るい村にします</p>
5 行事の状況	<p>新年互礼会 1月4日に開催 市制施行記念式典 10年毎に開催 (平成12年に30周年) 市政功労者表彰式 市制記念日(10月10日) に毎年開催</p>	<p>新年互礼会 1月4日に開催 町制施行記念式典 10年毎に開催(平成6年に40周年、平成16年に50周年を予定) 町政功労者表彰式 11月3日に毎年開催</p>	<p>新年互礼会 1月2日に開催 町制施行記念式典 原則、10年毎に開催(平成6年に40周年、平成16年に50周年を予定) 文化賞表彰式 11月3日に毎年開催</p>	<p>新年互礼会 1月2日に開催 村表彰式 11月1日に毎年開催</p>
根 拠 法 令				

項 目	吉 野 谷 村	鳥 越 村	尾 口 村	白 峰 村
4 市町村民憲章	<p>昭和57年12月1日制定</p> <p>たぎる溪流、目にしみる新緑、蛇谷の紅葉、白山の雪、この美しい大自然の四季と豊かな人情あふれる吉野谷村を誇りに感じます。</p> <p>わたくしたちは、吉野十景に心を養い、活力に満ち、調和のとれた個性ある村づくりを目指してこの憲章を定めます。</p> <p>自然を愛し 清らかな心をつくります 先祖を敬い 信頼と尊敬の輪を広げます 勤労を喜び 明るく住みよい家庭をつくります 教養を深め 心豊かな人生を築きます 心身を鍛え 活力ある郷土をつくります</p>	<p>昭和55年11月1日制定</p> <p>わたくしたちの村鳥越は 霊峰白山に連なり 手取・大日の清流と 四季のいどり豊かな大自然にはぐくまれ 古い歴史と文化 一向一揆の史跡をもつふるさとです。</p> <p>わたくしたちは 祖先に感謝し 英知と和によって 限りなく躍進することをねがい この憲章を定めます。</p> <p>一、自然を愛し 美しく住みよい村をつくりましょう 一、教養を深め 文化の香りたかい村をつくりましょう 一、勤労をよるこび 豊かに伸びゆく村をつくりましょう 一、あたたかく交わり 活力ある明るい村をつくりましょう 一、からだをきたえ 夢と希望の村をつくりましょう</p>	<p>昭和60年11月3日制定</p> <p>尾口村を愛する私たちは、霊峰白山を頂き、手取川と尾添川の流域にあって、創造性豊かな人間形成に努めると共に、神を敬い、仏を信じる人情あふれる村作りを目ざして、この憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し美しい住みよい村をつくります 2 祖先を敬い人間性豊かな村をつくります 3 心身を鍛え健康で明るい村をつくります 4 勤労を喜び活力あふれる村をつくります 5 教養を深め文化の香り高い村をつくります</p>	<p>昭和56年9月21日制定</p> <p>白峰村を愛するわたくしたちは、霊峰白山と手取川の清流に臨み、豊かな自然、古い歴史と文化を誇りとし、創造性豊かなより明るく、よりたくましい村づくりに努めましょう。</p> <p>自然を愛し 美しく住みよい村をつくりましょう よく働き 活力ある平和な村をつくりましょう 心身を鍛え 健康で明るい村をつくりましょう 先祖を敬い 人間性豊かな村をつくりましょう 教養を深め 文化の華さく村をつくりましょう</p>
5 行事の状況	<p>村政功労者表彰式 吉野谷村文化祭(11月3日)に毎年開催</p>	<p>新年互礼会 1月1日に開催</p> <p>村政功労者表彰式 鳥越村文化祭(11月3日)に毎年開催</p>	<p>村表彰式 村文化祭時(11月中旬日曜日)に実施</p>	<p>村政功労者表彰式 1月1日元旦年賀式(2地区で開催)に実施</p>
根 拠 法 令				

協議項目	慣行の取扱い	協議細目	
調整の方針(案)			
<p>先進地事例</p> <p>石川県根上町・寺井町・辰口町合併協議会(2005.2.1 新設合併予定 3町) 市の章は、新市において速やかに決定する。 市の花・木、市民憲章、表彰制度、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークについては、新市において検討する。</p> <p>石川県七尾・鹿北合併協議会(2004.10.1 新設合併予定 1市3町) 1 新市の市章、市民憲章、市の花木等及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 2 新市の都市宣言及び表彰制度については、新市において調整し、定めるものとする。</p> <p>石川県高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会(2004.3.1 新設合併予定 3町) 新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークは、新市において検討する。</p> <p>広島県三次市・双三郡・甲奴町合併協議会(2004.4.1 新設合併予定 1市4町3村) 1. 市章(市旗)については、新市において新たに定める。 2. 市の木、市の花、市の鳥等については、新市において新たに定める。 3. 市民憲章については、新市において新たに制定する。 4. 平和・非核に関する宣言については、新市において新たに宣言を行う。 5. 表彰条例は、新市において新たに制定する。 6. 名誉市民条例については、新市において新たに制定する。</p> <p>岐阜県飛騨四町村合併協議会(2004.2.1 新設合併予定 2町2村) 市章は、新市発足前に公募し決定する。 市民憲章、市の木、花、鳥等及び宣言は、新市において調整する。</p> <p>山梨県南アルプス市(2003.4.1 新設合併 4町2村) 慣行(町村章、憲章等)の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。</p> <p>香川県東かがわ市(2003.4.1 新設合併 3町) (1) 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。 (2) 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。</p> <p>熊本県あさぎり町(2003.4.1 新設合併 1町4村) 町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町において新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。</p>			

4 第4回松任・石川広域合併協議会の議案について

1. 日時 平成15年6月20日(金)午後2時00分
場所 美川町文化会館

2. 協議事項

協議第17号 財産の取扱いについて

協議第18号 条例・規則等の取扱いについて

(案)

協議第17号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

協議項目		財産の取扱い		協議細目			
調整の方針(案)							
区分		松任市	美川町	鶴来町	河内村		
公 地	行政財産 公財 用産	本庁舎	22,482 m ²	17,828 m ²	7,392 m ²	2,696 m ²	
		消防施設	1,551 m ²	641 m ²	935 m ²	61 m ²	
		その他の施設	- m ²	831 m ²	66 m ²	- m ²	
	公共用 財産	学校	250,960 m ²	73,117 m ²	106,762 m ²	16,682 m ²	
		公営住宅	49,511 m ²	11,071 m ²	366 m ²	3,853 m ²	
		公園	484,327 m ²	80,108 m ²	160,481 m ²	- m ²	
		その他の施設	396,349 m ²	257,936 m ²	90,975 m ²	62,625 m ²	
	普通財産		43,240 m ²	30,040 m ²	62,791 m ²	55,913 m ²	
	合計		1,248,420 m ²	471,572 m ²	429,768 m ²	141,830 m ²	
	有 財 産	行政財産 公財 用産	本庁舎	14,280 m ²	2,290 m ²	3,604 m ²	2,191 m ²
			消防施設	659 m ²	370 m ²	409 m ²	41 m ²
			その他の施設	- m ²	89 m ²	184 m ²	127 m ²
		公共用 財産	学校	83,006 m ²	21,073 m ²	37,480 m ²	2,685 m ²
			公営住宅	27,641 m ²	4,677 m ²	841 m ²	1,072 m ²
公園			1,344 m ²	281 m ²	2,069 m ²	- m ²	
その他の施設			113,527 m ²	36,018 m ²	38,574 m ²	6,590 m ²	
普通財産		88 m ²	- m ²	53 m ²	3,939 m ²		
合計		240,545 m ²	64,798 m ²	83,214 m ²	16,645 m ²		
物権(地上権)		- m ²	- m ²	- m ²	- m ²		
有価証券		7 件 244,265 千円	- 件 - 千円	5 件 561,898 千円	- 件 30,976 千円		
出資(出えん金)による権利		11 件 49,655 千円	24 件 62,917 千円	28 件 73,491 千円	6 件 52,723 千円		
物品(車両)		104 台	32 台	55 台	22 台		

協議項目		財産の取扱い		協議細目				
調整の方針(案)								
区 分		吉 野 谷 村	鳥 越 村	尾 口 村	白 峰 村	合 計		
公 地	行政財産	公 用 産	本庁舎	2,395 m ²	5,661 m ²	5,953 m ²	3,126 m ²	67,533 m ²
			消防施設	76 m ²	- m ²	- m ²	- m ²	3,264 m ²
			その他の施設	6,899 m ²	- m ²	412 m ²	- m ²	8,208 m ²
	公共用財産		学校	20,976 m ²	46,222 m ²	15,326 m ²	9,557 m ²	539,602 m ²
			公営住宅	- m ²	6,531 m ²	8,273 m ²	6,266 m ²	85,871 m ²
			公園	15,326 m ²	5,704 m ²	- m ²	6,874 m ²	752,820 m ²
		その他の施設	38,633 m ²	81,736 m ²	25,828 m ²	413,584 m ²	1,367,666 m ²	
		普通財産	51,165 m ²	195,772 m ²	5,661,217 m ²	3,700,385 m ²	9,800,523 m ²	
		合 計	135,470 m ²	341,626 m ²	5,717,009 m ²	4,139,792 m ²	12,625,487 m ²	
	有 財 産	行政財産	公 用 産	本庁舎	1,058 m ²	138 m ²	598 m ²	2,091 m ²
			消防施設	78 m ²	119 m ²	341 m ²	- m ²	2,017 m ²
			その他の施設	3,775 m ²	2,663 m ²	1,285 m ²	- m ²	8,123 m ²
公共用財産			学校	5,851 m ²	10,604 m ²	3,485 m ²	6,853 m ²	171,037 m ²
			公営住宅	2,749 m ²	2,256 m ²	2,771 m ²	7,313 m ²	49,320 m ²
			公園	- m ²	- m ²	- m ²	15 m ²	3,709 m ²
		その他の施設	10,505 m ²	12,932 m ²	17,546 m ²	24,588 m ²	260,280 m ²	
		普通財産	- m ²	4,058 m ²	- m ²	592 m ²	8,730 m ²	
		合 計	24,016 m ²	32,770 m ²	26,026 m ²	41,452 m ²	529,466 m ²	
		物権(地上権)	157,977 m ²	- m ²	- m ²	694,400 m ²	852,377 m ²	
	有価証券	6 件	12 件	- 件	- 件	30 件		
		60,044 千円	20,642 千円	- 千円	- 千円	917,825 千円		
	出資(出えん金)による権利	9 件	15 件	12 件	15 件	120 件		
		11,761 千円	17,096 千円	103,319 千円	218,675 千円	589,637 千円		
	物品(車両)	45 台	51 台	43 台	51 台	403 台		

協議項目		財産の取扱い	協議細目				
調整の方針(案)							
区分		松任市	美川町	鶴来町	河内村		
基金	普通会計分	財政調整基金	2,884,674千円	392,490千円	1,938,633千円	235,400千円	
		減債基金	1,181,773千円	5,286千円	428,042千円	31,205千円	
		その他特定目的基金	655,701千円	197,150千円	759,326千円	197,760千円	
		土地開発基金	476,697千円	154,301千円	501,400千円	15,091千円	
		その他定額運用基金	43,000千円	62,300千円	11,000千円	1,100千円	
	普通会計以外分	国保財政調整基金	318,699千円	135,140千円	329,302千円	46,660千円	
		国保高額医療費資金貸付基金	5,000千円	-千円	-千円	-千円	
		国保診療所財政調整基金	-千円	-千円	-千円	-千円	
		下水道事業財政調整基金	565,946千円	36,314千円	243,014千円	-千円	
		簡易水道事業電気料支払基金	-千円	-千円	-千円	-千円	
介護給付費準備基金		-千円	-千円	13,499千円	-千円		
その他	-千円	-千円	-千円	-千円			
合計		6,131,490千円	982,981千円	4,224,216千円	527,216千円		
債務	普通会計地方債		31,654,786千円	6,564,847千円	9,890,249千円	2,482,196千円	
	普通会計以外の地方債		25,912,584千円	6,000,200千円	6,662,383千円	1,732,678千円	
	合計		57,567,370千円	12,565,047千円	16,552,632千円	4,214,874千円	
法適用の公営企業	水道事業	土地	153,565千円	42,702千円	117,789千円	-千円	
		建物	443,823千円	116,024千円	144,025千円	-千円	
		その他	8,079,483千円	1,906,752千円	4,985,663千円	-千円	
		合計	8,676,871千円	2,065,478千円	5,247,477千円	-千円	
	工業用水道事業	積立金	-千円	48,204千円	330,000千円	-千円	
		企業債	4,074,604千円	867,328千円	1,182,762千円	-千円	
		固定資産	土地	-千円	-千円	12,364千円	-千円
			建物	-千円	-千円	9,937千円	-千円
			その他	-千円	-千円	174,925千円	-千円
		合計	-千円	-千円	197,226千円	-千円	
		積立金	-千円	-千円	21,000千円	-千円	
		企業債	-千円	-千円	109,745千円	-千円	
		財産区の財産	土地	- m ²	228,851 m ²	- m ²	- m ²
			基金	-千円	426,805千円	-千円	-千円

協議項目		財産の取扱い		協議細目				
調整の方針(案)								
区分		吉野谷村	鳥越村	尾口村	白峰村	合計		
基金	普通会計分	財政調整基金	437,408千円	624,092千円	233,875千円	333,367千円	7,079,939千円	
		減債基金	101,733千円	97,190千円	95,156千円	34,308千円	1,974,693千円	
		その他特定目的基金	162,547千円	282,462千円	235,174千円	443,443千円	2,933,563千円	
		土地開発基金	8,947千円	39,833千円	12千円	45,086千円	1,241,367千円	
		その他定額運用基金	76,123千円	34,000千円	-千円	-千円	227,523千円	
	普通会計以外分	国保財政調整基金	19,664千円	100,521千円	33,604千円	28,008千円	1,011,598千円	
		国保高額医療費資金貸付基金	2,000千円	-千円	-千円	-千円	7,000千円	
		国保診療所財政調整基金	53,000千円	-千円	-千円	-千円	53,000千円	
		下水道事業財政調整基金	28,563千円	-千円	-千円	-千円	873,837千円	
		簡易水道事業電気料支払基金	10,000千円	-千円	-千円	-千円	10,000千円	
介護給付費準備基金		-千円	-千円	-千円	-千円	13,499千円		
その他	50,438千円	5,750千円	-千円	-千円	56,188千円			
合計		950,423千円	1,183,848千円	597,821千円	884,212千円	15,482,207千円		
債務	普通会計地方債		2,130,359千円	3,663,289千円	1,888,296千円	4,027,554千円	62,301,576千円	
	普通会計以外の地方債		1,027,747千円	3,219,408千円	2,616,915千円	2,100,703千円	49,272,618千円	
	合計		3,158,106千円	6,882,697千円	4,505,211千円	6,128,257千円	111,574,194千円	
法適用の公営企業	水道事業	土地	-千円	-千円	-千円	-千円	314,056千円	
		建物	-千円	-千円	-千円	-千円	703,872千円	
		その他	-千円	-千円	-千円	-千円	14,971,898千円	
		合計	-千円	-千円	-千円	-千円	15,989,826千円	
	工業用水道事業	積立金	-千円	-千円	-千円	-千円	378,204千円	
		企業債	-千円	-千円	-千円	-千円	6,124,694千円	
		固定資産	土地	-千円	-千円	-千円	-千円	12,364千円
			建物	-千円	-千円	-千円	-千円	9,937千円
			その他	-千円	-千円	-千円	-千円	174,925千円
	合計	-千円	-千円	-千円	-千円	197,226千円		
	積立金	-千円	-千円	-千円	-千円	21,000千円		
	企業債	-千円	-千円	-千円	-千円	109,745千円		
	財産区の財産	土地	-m ²	-m ²	-m ²	-m ²	228,851m ²	
基金		-千円	-千円	-千円	-千円	426,805千円		

協議項目	財産の取扱い	協議細目	
調整の方針(案)			
<p>先進地事例</p> <p>あきる野市(H7.9.1新設合併：秋川市、五日市町)</p> <p>2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>戸倉財産区有財産は、戸倉財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>篠山市(H11.4.1新設：篠山町、西紀町、丹南町、今田町)</p> <p>4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町(市)に引き継ぐものとする。</p> <p>畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新町(市)に引き継ぐものとする。</p> <p>西東京市(H13.1.21新設：保谷市、田無市)</p> <p>2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>さいたま市(H13.5.1新設：浦和市、大宮市、与野市)</p> <p>3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>備考</p> <p>財産</p> <p>公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。(地方自治法第237条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産 <ul style="list-style-type: none"> 不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(同法第238条第1項) また、行政財産と普通財産とに分類される。(同条第3項) ・行政財産 <ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。(同条第4項) ・普通財産 <ul style="list-style-type: none"> 行政財産以外の一切の公有財産をいう。(同条第4項) ・物品 <ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。(同法第239条第1項) ・債権 <ul style="list-style-type: none"> 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。(同法第240条第1項) 			

・基金

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。（同法第241条第1項）

債務

- ・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。（地方自治法第230条第1項）
- ・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。（同法第214条）

1市2町5村のデータは、平成13年度決算書に基づき作成

根 拠 法 令	地方自治法第7条	<p>市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p>
---------	----------	--

(案)

協議第18号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

松任・石川広域合併協議会
会長 角 光 雄

協議項目	条例、規則等の取扱い	協議細目																																																									
調整の方針(案)																																																											
留意事項	先進地事例	備考																																																									
<p>原則</p> <p>新設合併の場合は合併関係市町村のすべての条例、規則は合併前日に失効する。このため、新市において必要な条例、規則等は、原則として、新市において新たに制定し施行する必要がある。</p> <p>【施行の方法による区分】</p> <p>(1) 合併期日からすぐに施行しなければならないもの(即時施行)</p> <p> 条例 新市の市長職務執行者の専決処分(地方自治法第179条第1項)により、即時制定し施行する。</p> <p> 規則等 制定権者(市長職務執行者)の職権(地方自治法第15条第1項)により、制定し施行する。</p> <p>(2) 合併後、逐次制定し施行させるもの</p> <p> (例) 新市発足当初には必要がないが逐次制定するもの等</p> <p> (例) 議案提出権が市町村にない条例、各行政委員会の規則等</p> <p>例外</p> <p>新市において、条例・規則等が制定施行されるまでの間、新市の市長職務執行者は、従来その地域で施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条)</p> <p>この場合、暫定施行する条例等を告示し施行する。</p>	<p>あきる野市(H7.9.1新設合併:秋川市、五日市町)</p> <p>(1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、いずれかを基本として、整理又は双方協議調整して統一化を図り事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする</p> <p>(2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。</p> <p>篠山市(H11.4.1新設:篠山町、西紀町、丹南町、今田町)</p> <p>(1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについて、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。</p> <p>西東京市(H131.1.21新設:保谷市、田無市)</p> <p>条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整方針に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。</p> <p>(整備方針)</p> <p>新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等は全て効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。(区分は略)</p>	<p>1市2町5村の状況</p> <p>各市町村例規集における条例等本数</p> <p>(H15.4.1現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>条例</th> <th>規則(細則)</th> <th>訓令(規程・要綱等)</th> <th>その他(告示等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松任市 435</td> <td>175</td> <td>163</td> <td>75</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>美川町 304</td> <td>142</td> <td>122</td> <td>33</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>鶴来町 336</td> <td>142</td> <td>108</td> <td>80</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>河内村 114</td> <td>72</td> <td>30</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>吉野谷村 128</td> <td>75</td> <td>32</td> <td>21</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>鳥越村 148</td> <td>63</td> <td>43</td> <td>42</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>尾口村 112</td> <td>72</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>白峰村 94</td> <td>52</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5村共通 135</td> <td>58</td> <td>65</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計 1,806</td> <td>851</td> <td>612</td> <td>305</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>			名	条例	規則(細則)	訓令(規程・要綱等)	その他(告示等)	松任市 435	175	163	75	22	美川町 304	142	122	33	7	鶴来町 336	142	108	80	6	河内村 114	72	30	11	1	吉野谷村 128	75	32	21	0	鳥越村 148	63	43	42	0	尾口村 112	72	24	16	0	白峰村 94	52	25	15	2	5村共通 135	58	65	12	0	合計 1,806	851	612	305	38
名	条例	規則(細則)	訓令(規程・要綱等)	その他(告示等)																																																							
松任市 435	175	163	75	22																																																							
美川町 304	142	122	33	7																																																							
鶴来町 336	142	108	80	6																																																							
河内村 114	72	30	11	1																																																							
吉野谷村 128	75	32	21	0																																																							
鳥越村 148	63	43	42	0																																																							
尾口村 112	72	24	16	0																																																							
白峰村 94	52	25	15	2																																																							
5村共通 135	58	65	12	0																																																							
合計 1,806	851	612	305	38																																																							

	<p>さいたま市（H13.5.1新設：浦和市、大宮市、与野市） 条例・規則については、各協議項目の調整方針に 基づき統一を図り、新市において事務事業に支障 をきたさぬよう、整備するものとする。</p>	
<p>根 拠 法 令</p>	<p>地方自治法第15条 地方自治法第179条 地方自治法施行令第1条の2 地方自治法施行令第3条</p>	<p>地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。</p> <p>普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。</p> <p>2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。</p> <p>3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。</p> <p>普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定められた者が、当該普通公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。</p> <p>普通地方公共団体の設置のあつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>